

マイケアプラン・自己作成のすすめ

社会研究部門 山梨 恵子
yamanasi@nli-research.co.jp

介護サービス利用者が介護保険から居宅介護サービス費の支給を得るためには、居住する市町村へのケアプラン（介護サービス計画）の提出が必須要件となる。ケアプランは居宅介護支援事業所のケアマネジャーによって作成されるのが通常化されている。しかしこのケアプラン、利用者や家族等が自ら作成することも可能なことは、あまり知られていない。

1. ケアプラン作成の主体は利用者自身

介護保険制度は介護の社会化や要介護の状態になった人の自立支援、自己選択を支援するシステムとして広く定着し、現在、サービスの受給者は350万人程度まで増えている。このうち、居宅サービス受給者は約270万人。現状では、要介護認定の申請からサービス利用までの一連の流れの中で、ケアマネジャーによるケアプラン作成が常態化しており、自己作成に取り組む割合は極めて低い。

しかし、サービスの単体利用や軽度の要介護認定者であれば、それほど高度な専門知識がなくともケアプランは作成できる。むしろ、主体的に自分の介護計画に取り組めるという意味で、自己作成への取り組みの意義は高い。

介護保険制度においても、サービス利用は利

図表 - 1 自己作成状況

A区	2件/約 6,400人中
B区	8件/約10,000人中
C市	10件/約 7,500人中
D市	2件/約 2,600人中

（資料）統計データはないため、ニッセイ基礎研究所が都内自治体に個別ヒアリングを実施。（2006年度直近データ/月別）

用者の「選択」によって行われるという点が明確に謳われている。これは、ケアプラン作成の主体があくまでも利用者自身であり、ケアマネジャーはその専門性をもって個々のケアプランづくりを支援する立場であることを示している。

ケアマネジャーは介護サービスの計画策定、サービス事業者や保険者への諸手続き、相談業務、利用者とサービス事業者の連絡調整などを主な職務としながら、個々に応じたトータルサポートケアを実現するための重要な職務を担う。現行制度では、この専門職によるケアマネジメントに対して、取扱い件数と要介護度に応じた介護報酬額が設定されており、利用者の費用負担は免除されている。介護報酬は全額が介護保険から支払われるしくみだ。しかし、ケアプランが無償提供されるという状況は、利用者のケアマネジメントに対するコスト意識が働き難く、提供されるケアプランを受身でとらえがちになる。また、サービスや事業者を選択するのは利用者自身であることを意識し難くしてはいないだろうか。

